

全国知事会会長年頭記者会見の概要について（全国知事会）

本会会長の梶原岐阜県知事は、平成17年1月11日（火）、14時から都道府県会館において、年頭記者会見を行いました。

概要及び配付資料については、以下のとおりです。

梶原会長 年が明けて、今年も地方分権の様々な課題がある。昨年は、3 段飛びで言うとホップであり、地方分権元年の年であった。本年（2005 年）はステップであり、いよいよ各論に入る年。来年の 2006 年は、ジャンプの年である。来年は、その次の 2007 年（平成 19 年）からどうするか、という大きな課題に直面する。地方交付税については、17、18 年度は大きく下がらないという国と地方の申し合わせになっているが、19 年度以降は中期財政ビジョンをどうするか、地方交付税をどうするかという重大な局面を迎える。自民党の先生方のところに年末お伺いしたが、19 年度以降は、削ってもいいからと財務省の方に言っている先生もいる。来年が大きな勝負どころであり、地方が大きくジャンプしないと腰砕けになってしまうと思う。今年も依然として、地方六団体が力を結集して頑張らなければならない。我々は、三位一体改革のプロセスで様々なことを勉強し、3 つの力（集団の力、結束の力、行動の力）を体得した。

- - 質 疑 - -

A 社 武部幹事長による知事の 4 選以上多選禁止の発言について、会長の見解は。

梶原会長 私は、何選までとか画一的に枠にはめるのはいかがなものかなと思う。知事に就任した時の状況にもよるが、私個人の経験として、一つのことを構想して軌道に乗せるまでに 10 年以上はかかる。私の場合意識改革から始めたが、岐阜県は、国の下請けではなく、県民の下請けという発想の下、県政に取り組んできた。

B 社 会長は、個々の知事に石原知事に会うように進言されて、実際に高橋北海道知事が石原都知事に昨年 12 月に会いに行ったが、進言をした趣旨について。

梶原会長 私はそんな進言はしていない。新潟での知事会議において、石原知事に外野で大きな声を出しているだけでは良くないと言った。知事会の一員としての役割を果たすべきと都知事に言った。それから、地方の元気な知事と一緒に飯でも食ったらどうかという話をした。そして、元気な岩手や神奈川の知事等と一緒に食事をする機会を持った。個別に会うように個々の知事に進言はしていない。

C 社 三位一体改革を通じての小泉総理の評価について。

梶原会長 小泉総理の三位一体改革に関する取組については、骨太の方針に

もあるように地方に出来ることは地方にという姿勢を終始一貫されていた。麻生大臣もそのことに触れていた。我々としては、これに対し落第点に近い 60 点という評価である。しかし、総理の力は大きかったと思う。権力が多元化しており、日本国はどこにあるのか錯覚するほどであるが、構造的な問題もあると思う。

D社 地方六団体の共通の専門委員会はいつごろ立ち上がるのか。国民健康保険等の社会保障の分野において、都道府県を中心とした地方が強まりを見せているがその点について。

梶原会長 専門委員会はそれぞれの課題に対し、一律のタイミングで作るのではなく、義務教育・文教部会等の急ぐテーマから作っていきたい。文教部会等、国保については、都道府県が役割を背負うことになったが、当初、全く予定されていないことであったので、全国知事会の中では大変批判の強い決着になっている。私は地方六団体として一丸となって行動してきたが、市町村の考えとしては、国保については都道府県も役割を果たすべきだという気持ちも強かった。それらも念頭においた上で、そういう結果になった。大きな流れの中で、都道府県も社会保障関係に関わっていかなければならないのではないかと思う。国保問題を契機に、都道府県と市町村が一緒になって社会保障の議論をすることは、日本全体のために良いことと思う。

E社 会長の任期中に専門委員会（部会）について、どこまで道を敷かれるのか。埼玉県知事や神奈川県知事は年頭の記者会見において、全国知事会会長に石原都知事にしたいという明確な言及があったが、次期会長について梶原会長の見解は。

梶原会長 専門委員会（部会）のあり方については、今後三位一体改革研究会の知事らと協議することになっている。義務教育等については急ぎたい。次期会長については、私からはノーコメントである。

全国知事会会長 年頭記者会見資料

平成17年1月11日

1 年頭に当たっての所感

昨年は「三位一体改革」に明け、暮れた年

- ・三位一体改革、地方分権改革への取り組みの基礎固めができた年
- ・「国と地方の協議の場」の設置など、新たな国と地方の関係構築の第一歩となった年

今年は「三位一体改革」も「第2ステージ」へ

- ・義務教育、生活保護等各論ベースでの議論が本格化、このための取り組み体制を整備
- ・昨年の反省を活かし、国民に理解を得るための働きかけを強化

地方自治体にとっても地方分権の受け皿としての能力が試される年

- ・それぞれの自治体で行財政改革、善政競争への取り組みを強化
- ・全国知事会でもこれをサポート
- ・取り組み事例を積極的にPR

2 今後の展望

(1) 地方自治体側内部の課題（「3つの力」の発揮）

「集団の力」

- ・「自治体・日本会議」（地方六団体代表者会議の通称として使用）
全国3000の地方自治体＝もう一つの日本＝自治体・日本

「結束の力」

- ・これまで、全国知事会、地方六団体では、局面ごとに、適宜、体制を整えて取り組んできたが、これからは本格的な体制を整備し、より結束した活動を展開

… **別添資料1**

- ・地方六団体共同で部会（専門委員会）を設置
当面緊急のテーマから順次組織化
緊急の対応を要すると考えられるテーマ

義務教育関係
生活保護関係
国民健康保険関係
施設整備関係（税源移譲問題）
補助金改革（交付金化、事例調査等）
地方財政（中期地方財政ビジョン含む）・地方税政
国の関与・干渉是正
行財政改革推進（国・地方）

「行動の力」

- ・対国会、対国民へのPR活動
- ・地方分権推進連盟の活動の活発化
地方分権推進連盟総会（1月28日、全国都市会館）
- ・地方六団体共同の広報委員会設置、啓発活動の展開
世界地方自治憲章草案（地方自治のグローバルスタンダード）の普及・PR
地方六団体で国民に対してPR
...世界地方自治憲章草案 **別添資料2**

自治能力の強化

- ・自治体自身の自己責任体制の確立
「地方分権」を阻害する甘えの構造、依存体質は地方自治体の中にもあることを自戒
分権阻害型の自治体のパターン
 - ・組合癒着型
 - ・大衆迎合型
 - ・リーダーシップ不在型行財政改革、善政競争に向けた取り組みを個々の自治体レベルで強化、全国知事会はこれをサポート（PR、情報提供等）
地方六団体共同で行政改革懇談会の設置

分権時代の都道府県と市町村の関係構築

- ・国から地方への権限、財源の移譲だけではなく、都道府県からより住民に身近な行政主体である市町村への権限、財源の移譲が求められる
近接・補完の原理
市町村から批判を受けないような関係の構築が必要
県庁（都庁、府庁）が霞ヶ関の官庁に代わるだけとの批判あり

(2) 国との関係

「国と地方の協議の場」への対応

- ・各論について協議

協議すべきテーマ

国庫補助負担金の合理化

- ・スリム化、交付金化等の詳細説明、協議、改革工程表
- ・交付金化等合理化の提案（支障事例等の調査実施）

国の関与・干渉の是正

第二期三位一体改革

残された国庫補助負担金改革の全体像

その他

「地方財政に関する総務大臣と地方六団体会合」への対応

- ・1月18日開催

以降、定期的に開催

参考 三位一体改革、地方分権改革のこれまでの取り組み

... **別添資料3**

地方六団体協働による今後の取り組み（案）

取り組み体制の強化等

以下の事項（メニュー）について、当面、緊急を要するものから順次、段階的に取り組んでいく。

<中央レベル>

- (1) 地方分権研究会の設置
地方六団体事務総長と学者（全国知事会専門委員等）で構成
- (2) 地方六団体共通の課題に対処するための事務局機能を持つ共同組織を設置
- (3) 地方六団体共同で部会（専門委員会）を設置
地方六団体が共同で専門委員会設置（各省庁別、政党各部会に対応）
当面、三位一体改革の残された課題をテーマとして設置
- (4) 地方六団体共同での調査、事例収集
改革が必要な補助金事例
国の関与・干渉事例
- (5) 広報委員会の設置
地方六団体共同で広報委員会を設置
- (6) 地方分権懇談会の開催
経済界等との連携

<地方レベル>

中央レベルの活動の都道府県版の活動推進
ブロック単位での地方分権推進連盟の「顧問」（地元選出国會議員）への就任要請活動の展開

世界地方自治憲章草案の概要

世界地方自治憲章案の主な内容

「近接・補完の原理」

- ・近接性と補完性の原則に基づき、公的な責務は原則として市民に最も身近な行政機関が担う（第4条第3項）

「地方自治体の全権限性」

- ・地方自治体は、法律によって自らの権限から除外されているもの以外の全ての事項について自らの発意に基づいて取り組む完全な自治権を有する（第4条第1項）

「包括的・排他的な権限配分」

- ・地方自治体の権限は、法律の規定に基づく規制等を除き、一切、侵害又は制限されない（第4条第4項）

「自主財政権」

- ・地方自治体は、自らの権能の範囲内で自由に使用し処分できる十分な自主財源を有し、その大部分は、自らその率を決定する権限を有する地方税、使用料及び手数料からなる
- ・財政力の弱い地方自治体のための財政調整制度を設けなければならない
- ・地方自治体は財政調整のルールの策定に参加する権利を有する
- ・補助金は地方自治体の政策的な裁量権を侵してはならない

（以上第9条）

世界地方自治憲章（仮訳）

この憲章の当事国は、

国連人権宣言において認知された、人民の意思がすべてのレベルの行政の基礎であるという原則を想起し、また、地方における民主主義が基本的な権利であることを認識し、

アジェンダ 21 及びハビタットアジェンダにおいて明示されたように、多くのグローバルな問題や持続可能な発展が、地方レベルにおいて取り組まなければならない、また、国家・州レベルの政府と地方自治体の緊密な対話と協力なしには十分に解決されないことを認識し、

地方自治体は政府の最も緊密なパートナーであり、アジェンダ 21 及びハビタットアジェンダを実行するに当たって不可欠な存在であることを認識し、

これらに基づきこの憲章の当事国は、

世界的に認識されている自由、人間の尊厳や持続可能な発展といった目標を実現するため、地方自治体を強化する必要性を確信し、

公的な職務及び責務は市民に一番近い行政によって行使されるべきであり、また、このサブディアリティの原則は民主主義や市民参加型の開発の基礎であり、職務及び責務の配分はこの原則を守らなければならないことを確信し、

民主的な地方自治体を通じて地方分権を推進すること、また、地方自治体の財政的・組織的な能力を高め、財政上の継続力及び自らへの信頼を保障することを明言し、

男女の機会均等と性の平等が、地方における民主制及び統治における女性の強い役割と並行して進められなければならないこと、また、これらの目的は相互に補いあうものであることを確信し、

都市における貧困、障害を持った市民及び原住民の利益の実現、彼らの社会への包摂、人種間の平等並びに民主的な統合には地方レベルにおける市民参加の強固な構造が必要であることを確信し、

さらに、決定過程並びに人間居住に係る戦略・政策・計画の実行及び監視における、人民とコミュニティ組織の広範囲における参加及び所有権を促進しまた権能を付与することを明言し、

自由選挙によって選出された地方自治体を通じた地方における強固な民主主義が、専門化された水準と十分な地方における統治と相まって、公共のアカウンタビリティ及び透明性を促進し、また、汚職に対して我々の社会を強固なものにする手段を提供するものであることを確信し、

明確な役割及び責務並びに透明で参加型の手続に基づいた適当な資源を与えられた強力な地方自治体の存在が、効率的で市民に身近なサービスを保障し、また、社会的・経済的な発展を促進することを確信し、

以下のように合意した。

第1条 すべての締約国は、以下の条項について、この憲章の第14条にある方法及び範囲で拘束を受ける。

[第1編]

第2条 地方自治の憲法的・法的根拠

地方自治の原則は、国・州の法律により認知され、また、実際に憲法で保障されていなければならない。

第3条 地方自治の概念

- 1 地方自治は、住民のために自らの責任のもとで、法の範囲内で、自らを発展させる権利を含む地方行政を運営・計画する自治体の権利、権力、能力をいう。
- 2 この権利は、秘密・公平・直接・平等・普通選挙で選ばれた構成員からなる合議体によって行使される。合議体は、執行機関とそのための職員を有する。

第4条 地方自治の範囲

- 1 地方自治体は、法律により自らの権限から除外されている事項または他の行政主体に付与されている事項を除いて、地方行政に係る事項について自らの発意に基づいて行動する自由を有する。
- 2 地方自治体の基本的な権能・義務・責務は、憲法又は法律に規定されなければならない。しかし、この規定は特定の目的のための権限及び責務の地方自治体への帰属を除外するものではない。
- 3 行政の責務は一般的に市民に一番近い行政主体によって行われるべきである、ということの意味する補完及び近接の原理に基づき、地方自治体の責務の中央政府等他の行政主体への移転は、技術的・経済的な効率性の要請に基づくものであり、また、市民の利益により正当化されるものでなければならない。
- 4 権能及び責務は、通常、完全・排他的な形で地方自治体に与えられ、他のレベルの行政主体と権能を共有することは避けるべきである。それらは、侵されてはならず、法による規制及び指針以外によっては、中央政府等他の行政主体によって制限されてはならない。
- 5 中央政府又は地域政府から権限の委任を受けた場合には、地方自治体に、地域の実情を踏まえた権限行使ができる裁量を与えられなければならない。
- 6 地方自治体は、適当な時機に適当な方法で、自らに関係するすべての事項の計画及び決定過程に関与させられなければならない。
- 7 中央政府、地域政府及び地方自治体間で事務が重なる場合、または、双方の利害が衝突する場合、和解、調和又は調整が必要であるが、すべての調停は本憲章の第2条に規定される地方自治の原則を尊重して行われなければならない。

第5条 地方自治体の境界の保障

地方自治体の境界の変更は、関係する地域共同体への意見聴取を伴ってのみ行われる。

第6条 地方自治体の適当な行政構造及び資源

- 1 地方自治体は、内部の行政機構を、地域の必要に合わせ、効率的な行政を行うため、できる限り決定することができるべきである。
- 2 地方自治体は、管理・技術・経営に関する能力、そして信頼でき、透明で、説明能力がある構造の発展について、他の行政主体の支援を受け得るべきである。
- 3 地方公共団体の職員の労働条件については、法で定められるように、最良の仕事、職業的な能力及び経験を有する質の高い職員の、性による平等等すべての差別の除外に基づいた、採用及び保持ができるものでなければいけない。以上の目的のため、適切な研修の機会、給与及び昇進の見通しが、地方自治体が高い質の仕事を達成し、また、市民に最高のサービスを提供するために提供されなければならない。

第7条 地方レベルでの責務が行使される条件

- 1 選挙で選ばれた代表の職務の条件として、その機能の自由な行使のため、安全と十分な管理が保障されなければならない。
- 2 そのような条件は、議員の活動について、当該職務の執行において発生した費用の適当な弁済を保障するものでなければならない。また、社会的に適当で可能な場合には、収入の減少への補償並びに行われた仕事及び社会的な保護に見合った報酬も含まれる。
- 3 地方議員の官職と相容れないすべての職務及び活動については、法で特定されなければならない。

第8条 地方公共団体の業務の監督

- 1 地方自治体は、自らの業務及び住民に選ばれた代表による統治について監督・監視を行う権能を有する。
- 2 地方自治体に移行された活動を含む地方自治体の活動について、すべての監督は、憲法又は法に定められた場合に定められた手続でのみ行われ、合法性の保障のみを目的としなければならない。
- 3 その執行を地方自治体に委任された職務に関して、上位レベルの行政主体による監督は、国家としての一貫性及び国家の政策の一致を保障するため、合法性の判断のみにとどまらない。
- 4 地方自治体への監督の範囲は、保護すべき利益と対応するものでなければならない。
- 5 憲法又は法律で地方議会の解散又は首長の停職あるいは解職が許されている場合には、それは、正当な法の手続に基づく調査の後にのみ行われなければならない。それらの存在、機能及び権能は、法の規定に基づきできる限り短い期間で現状復帰されなければならない。

第9条 地方自治体の財源

- 1 地方自治体は、自らの業務と責務を実行するため、様々な財源を有しなければならない。地方自治体は、自らの権能の枠組みの中で使用する、自らの、又は自らに移転される適当な財源についての権能を有しなければならない。
- 2 地方自治体の財源は、業務と責務に対応したものであり、また、財政の持続性と信頼を保障するものでなければならない。国によるすべての業務・責務の移転は、対応する

適当な財源を伴うものでなければならない。

- 3 地方自治体の財源のかなりの割合は、地方税、手数料又は負担金の枠組み(税率階層)又は立法による調整にかかわらず、提供するサービスの費用を賄うため、自ら率を決定する権限を有する地方税、手数料又は負担金によるものでなければならない。
- 4 地方自治体が賦課する権限を有する税、又は割当を保証されている税は、業務と需要に対応したものであり、かつ、地方自治体の担う責任に見合っているよう、十分に一般性、伸張性、柔軟性を備えたものでなければならない。
- 5 脆弱な地方自治体のため、財政の持続性を、垂直的(国と地方自治体間)、水平的(地方自治体間)又はその両方であるとを問わず、特に財政調整制度により保護しなければならない。
- 6 垂直的・水平的な均等化を含む財政調整制度のルールを決める過程への地方自治体の参加を、法律で保障しなければならない。
- 7 できる限り、地方自治体への財政配分は地方自治体の優先事項を尊重し、また、特定の事業を指定することのないようにしなければならない。交付金の支給は、自らの司法権の範囲内で政治的行動の自由を行使する地方自治体の基本的な自由を妨げるものであってはならない。
- 8 設備投資のための借入のため、地方自治体は国内及び国際資本市場を利用できなければならない。

第10条 住民の参加とパートナーシップ

- 1 地方自治体は、憲法又は法の規定により、意思決定及びコミュニティのリーダーシップに係る地方自治体の役割の行使に係る住民参加の適当な形を規定する権能を有しなければならない。これは、社会の社会的又は経済的に弱い分野や人権等における少数派からの特別な意見の表明を含む。
- 2 地方自治体は、NGO、コミュニティ組織などの市民社会のすべてのアクターや民間部門などとのパートナーシップを確立し発展させる権能を有しなければならない。

第11条 地方自治体の連合

- 1 地方自治体は、共通の利益を防御しまた促進する、また、構成団体に特定のサービスを提供する、などのために連合組織を形成する権能を有しなければならない。これには、地方自治体とその職員のために訓練・計画・調査の機関を創設し発展させることを含む。
- 2 中央政府、州等は、地方自治体に関係する立法を行う際には地方自治体の連合組織の意見を聞かなければならない。

第12条 国際協力

- 1 地方自治体が連合する権利には、地方自治体の国際的な連合に属する権能も含む。
- 2 地方自治体は、法律又は国際条約により、他国の自治体(国境を越える自治体を含む。)と協力する権能を有しなければならない。
- 3 地方自治体は、パートナーシップの精神により、地方自治体の役割と責務に関する国際的な活動計画の協議及び実行に参加させられなければならない。

第13条 地方自治体の法的保護

地方自治体は、財政及び行政の自治を保障するため、また、地方自治体の機能を決定し利益を保護する法律の遵守を保障するため、司法による救済に訴えることができなければ

いけない。

[第 2 編]

第 1 4 条 義務

- 1 各締約国は、この憲章の第 1 編のうち少なくとも 3 0 項（そのうち以下の項から少なくとも 1 2 項）の拘束を受けるべきことを約する。
 - (a) 第 2 条
 - (b) 第 3 条 第 1 項、第 2 項
 - (c) 第 4 条 第 1 項、第 2 項、第 4 項
 - (d) 第 5 条
 - (e) 第 7 条 第 1 項
 - (f) 第 8 条 第 3 項
 - (g) 第 9 条 第 1 項、第 2 項、第 3 項
 - (h) 第 1 1 条 第 1 項
 - (i) 第 1 3 条
- 2 批准書又は加入書を寄託した各締約国は、第 1 条に従って選択した条項を国連事務総長に報告しなければならない。
- 3 すべての締約国は、いつでも、第 1 条に基づいて適用を受けていなかった条項について拘束を受ける旨を国連事務総長に報告することができる。
- 4 その後の約束は、批准又は加入に必要な部分であると考えられ、事務総長が報告を受け取った日から 3 0 日後に発効する。

第 1 5 条 憲章が適用される自治体

本憲章が規定する地方自治の原則は、当事国の領域内に存在するすべての種類の地方自治体に適用される。しかしながら、批准書又は加入書を預託したすべての当事国は、地方自治体又は広域自治体の種類を特定して、憲章の適用範囲を制限し、あるいはその適用から除外することができる。いくつかの種類の方自治体を除外するすべての特別な理由は、国連事務総長に示されなければならない。各当事国は、国連事務総長に対する事後の通告により、さらなる種類の地方自治体又は広域自治体についても、憲章の適用を受けるものとするすることができる。

第 1 6 条 情報の提供

すべての締約国は、国連事務総長に、この憲章の条項に対応するために取られた立法や他の政策についての情報を定期的に報告しなければならない。

第 1 7 条 監視

憲章の履行の状況の評価をするため、国際監視委員会が参加国によって作られなければならない。この委員会は、地方自治体の代表も含まなければならない。委員会の事務局は、国連により用意される。

[第 3 編] 略

三位一体改革への取り組み経過

平成15年

全国知事会議・高山会議の開催（高山市「飛騨・世界生活文化センター」） [7月16日～18日]

合意事項等

- ・日本地方自治憲章の制定
- ・三位一体改革に対し、廃止・縮減すべき国庫補助負担金を全国知事会として提案
- ・会長の選出方法（役員先行委員会による選出から選挙による選出への変更）の検討
- ・地方分権の推進に関する政党への働き掛けの検討
- ・内閣との定期的な意見交換の必要性

国庫補助負担金の廃止に関する調べ

[8月5日～9月1日]

高山会議での決定を受け、廃止すべき国庫補助負担金について各都道府県に対する調査を実施

全国知事会議の開催（都道府県会館）

[9月12日]

梶原拓岐阜県知事を新会長に選任

三位一体の改革に関する提言（全国知事会長私案）の公表

[10月7日]

全国の知事への調査結果に基づく提言（案）の公表

都道府県知事と民主党幹部との意見交換会（都道府県会館）

[" 日]

民主党のマニフェストに関する意見交換

- ・全国知事会出席者
全国知事会会長、岩手県知事、宮城県知事、滋賀県知事、京都府知事、和歌山県知事、鳥取県知事、福岡県知事
- ・民主党出席者
菅代表、岡田幹事長、枝野政策調査会長、中川政策調査会長代理、玄葉『次の内閣』総務大臣、朝日政調筆頭副会長 / 参議院政審会長、福山政調副会長、大塚政調副会長

都道府県知事と自由民主党幹部との意見交換会（都道府県会館）

[10月15日]

自由民主党のマニフェストに関する意見交換

- ・全国知事会出席者
全国知事会会長、岩手県知事、滋賀県知事、奈良県知事、和歌山県知事、鳥取県知事、鹿児島県知事
- ・自由民主党出席者
額賀政務調査会長、久世参議院政策審議会長、武部政務調査会筆頭副会長、山本国家戦略本部事務局次長

（参考：全国市長会）「税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言～地方分権推進のための三位一体改革の早期具体化について～」のとりまとめ [10月23日]

補助金の廃止・縮減について

- ・廃止して税源移譲すべき補助金：総額約5.9兆円
- 地方への税源移譲の総額：約5兆円
- ・所得税から個人住民税（個人住民税の10%程度の比例税率化）

- ・消費税から地方消費税（消費税の1%分相当額を地方消費税へ移譲）
- ・廃止すべき補助金額と税源移譲額の差額は行財政改革による効率化努力で対応

（参考）第43回衆議院議員総選挙

[11月9日]

全国知事会議の開催（都道府県会館）

[11月18日]

「三位一体の改革に関する提言」を全国知事会の総意として決定し、公表

- ・見直し対象とした国庫補助負担金の総額：11兆2,082億円（国予算ベース）
 - うち、都道府県が事業主体である国庫補助負担金の額：6兆9,852億円
- ・国庫補助負担金を廃止し、当該事業を地方が引き続き実施すべきもの：総額8兆9,357億円
 - うち、都道府県が事業主体であるもの：6兆4,066億円
- ・地方への税源移譲額：7兆9,234億円
 - うち、都道府県が事業主体であるもの：5兆8,040億円
- ・税源移譲の対象となるべき税目と移譲額
 - 所得税から住民税へ個人住民税を10%比例税率化：移譲額3兆円程度
 - 消費税から地方消費税へ地方消費税を1.5%引き上げ：移譲額3.6兆円程度
 - 揮発油税（2兆8千億円）の一部地方譲与税化等：移譲額1.4兆円程度

地方六団体「三位一体の改革に関する緊急提言 - 平成16年度予算編成に向けて - 」のとりまとめ

[11月19日]

主な内容

- ・国庫補助負担金の原則的廃止
- ・税源移譲の早期実現
- ・地方交付税の財源調整機能及び財源保障機能の重要性
- ・地方行財政改革の推進及び地方行政体制の整備

地方六団体「地方税財政基盤確立全国大会」の開催（日本都市センター）

[" 日]

地方公共団体の首長、議員、国会議員、総務省幹部等約800人が出席

「地方税財政基盤の確立に関する決議」の採択

要請活動

- ・内閣官房長官、同副長官、経済財政政策担当大臣への要請活動の実施（地方六団体会長）
- ・都道府県ごとの地元選出国会議員への要請活動の実施

全国知事会「三位一体改革に関する会長談話」の発表

[" 日]

三位一体の改革に関する財務大臣発言（11月14日）について

- ・基幹税への移譲は国庫補助負担金の廃止等がある程度まとまってから行うべきという、国庫補助負担金の廃止を優先させ、税源移譲は後回しでよいと受け止められかねない趣旨の発言について、強く反対の意思を表明

三位一体の改革に関する総理大臣の指示（11月18日）について

- ・平成16年度における三位一体改革の推進について、1兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減を目指して検討すること及び併せて税源移譲も行うことという指示について、三位一体の改革を具体的に進めようとの強い意図に基づくものであるとして歓迎する旨を表明

全国知事会「三位一体改革の推進についての会長談話」の発表

[11月26日]

関係大臣が内閣総理大臣の指示の趣旨に沿って、改革案の取りまとめを早急に行っていただくよう期待しているが、教職員の退職手当等に係る経費を国庫負担金の対象から除外することなどは単なる地方への負担転嫁であり容認できないものである旨を表明

政府主催全国都道府県知事会議の開催(総理大臣官邸) [12月1日]
全国知事会による「三位一体改革に関する提言」の考え方を説明したうえで、総理大臣のリーダーシップによる三位一体の改革の着実な推進を申し入れ

地方六団体「三位一体改革の推進に関する緊急意見」の発表 [12月3日]
主な内容
・生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費負担金の負担割合の引下げや教職員の退職手当等に係る経費を義務教育費国庫負担金の対象から除外する等の措置は単なる地方への負担転嫁であり絶対に容認できない

(参考：全国町村会)「町村からの提言 ～市町村合併と分権改革・三位一体改革について～」のとりまとめ [" 日]
市町村合併等の課題への考え方の表明と合わせて、三位一体の改革について、地方交付税の財源保障機能の堅持、地方税財源の充実強化等を提言

地方六団体「基幹税での税源移譲についての緊急アピール」の発表 [12月8日]
主な内容
・来年度の税源移譲の税目としてはたばこ税とする案が報道されているが、たばこ税は基幹税とは言えず、将来性もなく「基本方針2003」の趣旨に沿わないものであり断固反対
・あくまでも基幹税である個人住民税、地方消費税への税源移譲とすべき

全国知事会「三位一体の改革の推進に関する緊急意見」の発表 [" 日]
全国知事会会長と全国知事会政権公約評価研究会座長(岩手県知事)との連名による意見表明
・基幹税による税源移譲の必要性、補助率カット・交付金化の問題点、小泉首相自らがリーダーシップを発揮することの必要性等

地方六団体「三位一体の改革に関する国庫補助負担金の削減問題についての会長談話」の発表 [12月11日]
主な内容
・生活保護費負担金及び児童扶養手当給付費負担金について現行の負担割合を維持することとされたことは評価、今後の検討について地方公共団体の意見を尊重すべき
・国庫補助負担金の廃止・縮減に見合うべき税源移譲は、将来性のないたばこ税ではなく、あくまでも基幹税により行うべきものである
・地方公共団体の意見の尊重と三位一体改革推進の工程表の早期提示

地方六団体「三位一体の改革に関する税源移譲についての会長談話」の発表 [12月17日]
主な内容
・平成18年度までに所得税から個人住民税への本格的な税源移譲を実施すると決定したこと、暫定措置とはいえ改革の初年度である平成16年度において基幹税である所得税の一部を所得譲与税として地方に税源移譲することは評価

全国知事会議の開催(都道府県会館) [12月19日]
麻生総務大臣及び香山総務審議官の出席による、三位一体改革、税制改革、地方財政対策に対する説明及び意見交換

平成16年

全国知事会「地方交付税等の大幅削減に対する緊急コメント」の発表 [2月9日]

国の「三位一体の改革」における国庫補助負担金の見直しや税源移譲が不十分な中、地方交付税の削減のみが突出して行われることは地方公共団体の財政運営に致命的な打撃を与えるものであるとして、以下の項目について緊急に意見を表明

- 1 地方財政見通し等の早期公表と地方の意見の反映
- 2 的確な財源保障
- 3 今後の地方財政への対応（政府は地方公共団体の危機的な財政状況を十分認識し、地方公共団体が将来見通しをもって予算編成や行財政運営ができるよう適切な対応を講ずべき）

「三位一体改革列島縦断シンポジウムinG I F U」の開催（岐阜県大野町） [3月27日]

地方自治確立対策協議会による全国ブロックごとの開催に先駆け、岐阜県が単独で開催

会場：大野町総合町民センター、来場者数：約1,100人

地方自治確立対策協議会による開催：

宮城(4.10)、秋田(5.29)、静岡(6.13)、石川(5.27)、京都(5.27)、愛媛(5.21)、福岡(5.29)

都道府県単位独自開催：

岐阜県のほか、福島(5.13)、新潟(7.14)、滋賀(11.3)

全国知事会議の開催（都道府県会館） [3月30日]

会議終了後、自由民主党の額賀政務調査会長との間で、地域再生構想案等についての意見交換を実施

自由民主党「地方税財政改革PT」の会議への知事出席（自由民主党本部） [4月2日]

出席者

- ・全国知事会：岩手県知事、秋田県知事、宮城県知事、兵庫県知事、高知県知事

テーマ

- ・今後の地方税財政改革について

全国知事会「平成17年度以降の「三位一体の改革」の取り組みについての申し入れ」の実施 [4月15日]

全国知事会会長と岩手県知事が、自由民主党額賀政務調査会長に対し申し入れを実施

- ・三位一体改革の推進にあたっての基本的な考え方及びその全体像の提示
- ・基幹税（所得税、消費税）による所要の規模の税源移譲の実行
- ・目先の国の財政再建を目的とした地方交付税の削減は行われるべきでないこと
- ・その他、直轄事業負担金の廃止、国自らの行財政改革努力の必要性等

都道府県知事と自由民主党政務調査会長との意見交換会（都内） [5月13日]

自由民主党政務調査会幹部との懇談

- ・三位一体改革、骨太の方針2004等に関する意見交換
- ・全国知事会会長をはじめ18名が出席

都道府県知事と公明党幹部との意見交換会（衆議院内公明党役員室） [5月14日]

公明党幹部（神崎代表）との懇談

- ・三位一体改革、骨太の方針2004等に関する意見交換
- ・全国知事会会長をはじめ9名が出席

**(参考：全国市長会)「真の三位一体改革の推進に関する提言 - 地方交付税改革を中心として - 」
のとりまとめ** [5月24日]

地方歳出の見直しの基本的考え方

- ・地方財政計画の規模の抑制に当たっては国の施策の見直し、義務づけの廃止・縮小が前提
- ・急激な見直しではなく実態を不磨言えた工程表を明示
- ・地方の意見を十分に踏まえた全体像の明確化

地方交付税改革の基本的な方向

- ・時代のニーズに即した投資から経常へのシフト、実態を踏まえた地方交付税の所要額の確保
- ・基幹税による本格的な税源移譲の早期実現
- ・補助金の廃止と地方の自己決定権の拡大

地方六団体「地方財政危機突破総決起大会」の開催(日本武道館) [5月25日]

地方公共団体の首長、議長等7,600名が参加

「地方財政危機突破に関する緊急決議」の採択

要請活動

- ・政府関係閣僚、与党幹部に対する要請活動の実施(地方六団体会長等)
- ・その他、都道府県ごとの地元選出国會議員等への要請活動の実施

全国知事会議の開催(都道府県会館) [" 日]

「平成17年度における「三位一体の改革」に関する提言」の決定、公表

- ・平成17年度については、所得税から住民税への移譲3兆円程度、消費税から地方消費税への移譲及び揮発油税の地方譲与税化1兆円程度、合計4兆円程度の移譲を図るべき
- ・4兆円程度の税源移譲をまず先行して決定し、それに見合った額の国庫補助負担金を廃止すべきであり、その際、地方の自由度の拡大につながるよう、奨励的補助金や公共事業関係補助金などを優先して廃止すべき
- ・平成16年度において、税源移譲と関わりのない形で地方交付税の大幅な削減が行われたことから、平成17年度における所要一般財源総額については、平成16年度の大幅な削減前の水準を確保することが必要

(国の動き)「骨太方針2004」の閣議決定 [6月4日]

主な内容

- ・三位一体の改革の全体像を16年の秋に明らかにし、年内決定。
- ・税源移譲は概ね3兆円規模を目指す。
- ・その前提として地方公共団体に対して、国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討する。

地方六団体「「骨太方針2004」についての会長談話」の発表 [" 日]

主な内容

- ・地方公共団体の意見を取り入れ、具体的な税源移譲額が示されたことは評価
- ・地方公共団体としても税源移譲廃止すべき国庫補助負担金等の改革案の具体案をとりまとめるので、国はこれを十分尊重し、確実に税源移譲に結びつけることが重要

都道府県知事と自由民主党政務調査会長との意見交換会(都道府県会館) [6月7日]

自由民主党額賀政務調査会長ほか同調査会幹部との意見交換

- ・テーマ：地域再生問題について
- ・全国知事会出席者
全国知事会会長、群馬県知事、栃木県知事

- 国庫補助負担金改革の具体案の取りまとめについて内閣府から要請** [6月9日]
内閣府より地方六団体へ口頭要請
- 都道府県知事と民主党幹部との意見交換会（都道府県会館）** [" 日]
民主党岡田代表ほか同党幹部との意見交換
・テーマ：当面する地域の諸問題について
・全国知事会出席者
全国知事会会長、群馬県知事
- 都道府県知事と公明党政務調査会との意見交換会（衆議院第1議員会館）** [6月11日]
公明党北側政務調査会長ほか同党幹部との意見交換
・テーマ：当面する地域の諸問題について
・全国知事会出席者
全国知事会会長、岩手県知事
- 地方六団体会長、執行3団体会長で頻繁に協議、各省庁大臣等と意見交換** [6～7月]
国庫補助負担金等に関する改革案に盛り込む内容、移譲対象補助金の考え方について意見交換
「小異を捨て大同につく」との基本方針で合意形成に取り組む
各省庁大臣との意見交換
・財務大臣（6.17）、内閣官房長官（6.18）、総務大臣（6.25）
- （参考）第20回参議院議員通常選挙** [7月11日]
- 全国知事会議の開催（都道府県会館）** [7月15日]
麻生総務大臣との三位一体改革等に関する意見交換
改革案の作成に向けての意見交換
・改革案の取りまとめにあたっての基本的考え方、手順、市町村の意向の尊重等
『地方自治に対する国の過剰な規制・関与の撤廃』に向けた提言の決定、公表
- 地方六団体代表と片山自民党地方税財政改革PT座長との意見交換会（都内）** [7月22日]
三位一体改革の進め方に関する意見交換
地方六団体各代表及び全国知事会地方制度調査委員会委員長（岡山県知事）が出席
- 全国知事会、全国市長会「生活保護費負担金の見直しに関する会長談話」の発表** [8月5日]
国庫負担割合の引き下げによる地方への負担転嫁が強行された場合に事務を返上する考えがある旨の表明
- 全国町村会（理事会）において改革案を了承** [8月17日]
- 全国市長会（政策委員会）、全国市議会議長会（正副会長・部会長・相談役・正副委員長合同会議）、全国町村議会議長会（理事会）において改革案を了承** [8月18日]
- 全国都道府県議会議長会（役員会）において改革案を了承** [8月19日]
- 全国知事会議・新潟会議の開催（新潟市「朱鷺メッセ」）** [8月18、19日]
改革案の提出について了承
・義務教育に関しては付記意見を付ける
全国知事会改革案について了承（役員選任、組織体制、意思決定手続）

地方六団体会長会議（最終合意）

[8月19日]

「国庫補助負担金等に関する改革案」の概要

【「三位一体改革」の全体像】

- ・地方分権の理念に基づき、住民の意向に沿った行政運営を行う改革
- ・第1期改革（18年度まで）に続き、第2期改革（19～21年度）が必要

全体像： 国から地方への税源移譲： 8兆円程度

国庫補助負担金の見直し： 9兆円程度

地方交付税の見直し

【平成17年度及び18年度における改革】

- ・税源移譲額：個人住民税の10%比例税率化により所得税から住民税へ3兆円程度移譲
- ・移譲対象補助金：3.2兆円（「移譲対象補助金一覧」の提示）

【その他】

- ・地方交付税による確実な財源措置、国直轄事業負担金の廃止、国の行財政改革の断行と地方行財政の更なる効率化、国による関与・規制の見直し

地方六団体「国庫補助負担金等改革案提出に当たっての共同声明」の発表

[" 日]

主な内容

- ・「小異を捨て大同につく」という観点に立ち共同案として提示することができたことは、「真の地方分権改革」を推進するという我々の強い姿勢を示すもの
- ・国においては、この改革案とこれに込めた我々の思いを真摯に受け止めるべき
- ・誠意を持って地方六団体との協議を進めながら、改革の全体像を速やかに提示し、平成17、18年度の改革を着実に推進するとともに、平成19年度以降も更に、地方分権改革の本旨にかなった改革を行うよう強く求める

地方六団体会長と総務大臣との会談（総務省）

[8月24日]

地方六団体改革案についての説明

地方六団体会長が改革案を内閣総理大臣へ提出（首相官邸）

[" 日]

地方六団体会長が面談し、改革案について説明

総理が国と地方の協議機関の設置を明言し、正式に改革案を提出

総理発言

- ・「協議機関については、内閣官房長官を中心にして、総務大臣、財務大臣に入ってもらおう。」
- ・「六団体から提出されたいろいろな意見について誠実に対応し、できることからやっていく。」

地方六団体会長が経済財政諮問会議において改革案を報告（首相官邸）

[" 日]

総理発言

- ・「六団体が議論百出、賛否両論ある中でまとめてくれたので、官房長官を中心にして協議機関を設置する。」
- ・「政府は、責任を持って提言を真摯に受け止め、地方分権の本旨に則った三位一体の改革に向かって対応し、まずは17年度予算に活かしていくように最大限努力する。」

地方六団体会長から関係閣僚への改革案の説明

[8月25日]

財務大臣、経済財政政策担当大臣に対し、個別に改革案を説明

自由民主党「総務部会・地方税財政改革PT合同会議」（自由民主党本部）

[" 日]

地方六団体会長から改革案について説明

- ・自由民主党側出席者：今井政務調査会総務部会長、片山地方税財政改革PT座長他

公明党「地方分権・三位一体改革推進委員会」(衆議院第一議員会館) [" 日]

執行三団体会長から改革案について説明

- ・公明党側出席者：北側地方分権・三位一体改革推進委員会委員長他

自由民主党政務調査会「重点政策推進委員会・第三部会」(自由民主党本部) [9月1日]

地方六団体会長が出席し、改革案について説明

- ・自由民主党側出席者：額賀政務調査会長、中馬重点施策推進委員会第三部会主査他

国と地方の協議の場第1回会合(首相官邸) [9月14日]

国庫補助負担金改革案を提示する前提条件としての地方の意見の反映の場

テーマ：地方六団体「国庫補助負担金等に関する改革案」について

政府側出席者

- ・内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

地方六団体からの「協議に当たっての基本姿勢」の提示

- ・自治体首長・議員は、国会議員と同じ地盤の有権者から負託を受け「国を想い、国を創る」気持ちは共通であり官僚ペースではなく、国民に直接責任を負う政治家として共通の基盤に立って議論をしていきたい
- ・地方六団体は、多くの困難を乗り越えて改革案をまとめた
- ・政府においても真摯に受け止め、国側の改革案をまとめてこの協議の場に提案すべきであり、個別に各省庁等と議論するつもりはない

地方六団体代表と総務大臣との意見交換(麻生丸町) [9月22日]

地方六団体提言を踏まえた、地方財政計画及び地方財政対策の策定に関する国と地方六団体との第1回協議の場として位置づけ

地方六団体会長会議(都道府県会館) [10月5日]

「国と地方の協議の場」の運営に関する内閣官房長官への申入れ、「三位一体改革の実現のための活動の展開について」の申し合わせ及び「地方分権推進総決起大会(仮称)」の開催について協議

地方六団体会長から内閣官房長官への申入れ

- ・会長会議で決定した、「国と地方の協議の場」の運営に関する申入れ及び改革案に対する省庁等からの妨害事例についての報告を行うとともに、意見交換

地方六団体会長が10月5日の意見交換を踏まえ内閣官房長官に申入れ [10月6日]

前日の官房長官との意見交換を踏まえ、「国と地方の協議の場」の運営に関して、地方六団体が掲げる事項に十分配慮して運営されることを前提に協議を進めることとする文書を提出

全国知事会「税源移譲に関する考え方についての声明」の発表 [10月8日]

主な内容

- ・「公共事業は税源移譲の対象外であることは地方六団体に明確に伝わっている」との北側国土交通大臣の会見報道がなされたが、地方六団体として財務大臣から明確に説明を受けたことはなく事実を歪曲するもの

全国知事会長から各都道府県知事あて、三位一体改革の実現のための活動の展開について依頼

[" 日]

10月5日の地方六団体会長会議の申し合わせに基づく三位一体改革の実現のための活動について依頼

地方六団体代表者会議の結成

[10月12日]

地方六団体として緊急に対応すべき事項に関して速やかに行動できるよう、各代表者による会議を設置

- ・議長：全国知事会会長、議長代行：全国市長会会長、全国町村会会長
- ・全国3000の自治体 = もう一つの日本

国と地方の協議の場第2回会合(首相官邸)

[" 日]

テーマ：文教・科学振興関係、社会保障関係

- ・文部科学大臣が義務教育費国庫負担金堅持等について発言。
- ・厚生労働大臣が代替案（国民健康保険、生活保護、児童扶養手当の国庫負担の見直し）を出す

国と地方の協議の場第3回会合(首相官邸)

[10月19日]

テーマ：経済産業関係、沖縄及び北方対策関係、その他補助金関係

- ・経済産業大臣が所管補助金の必要性について発言
- ・沖縄・北方対策担当大臣が沖縄振興に支障が生ずることのないよう措置する必要性について発言
- ・農林水産大臣が交付金化、省庁連携強化による代替案を出す
- ・厚生労働大臣が前回説明した案を補足説明

(国の動き) 経済財政諮問会議「三位一体の改革について」審議

[10月22日]

財務大臣が当面の地方財政計画の改革（地方交付税の削減）に関する資料を提出

全国知事会拡大正副会長会議の開催(都道府県会館)

[10月26日]

- ・三位一体改革の状況、政府主催全国知事会議等について、意見交換

国と地方の協議の場第4回会合(首相官邸)

[" 日]

テーマ：公共事業関係、三位一体改革総論

- ・農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣が国庫補助金堅持、交付金化について発言
- ・財務大臣が地方交付税の大幅削減について発言

全国知事会「谷垣財務大臣の経済財政諮問会議提出資料に基づく地方交付税削減額の試算」を提出

- ・7.8兆円もの地方交付税削減が行われた場合の地方自治体への影響
都道府県で1団体あたり 約913億円（1団体あたり交付税総額約2,400億円の約38%）
市町村では1団体あたり 12億円（1団体あたり地方交付税総額約30億円の約40%）
- ・財務大臣の主張では、これらは全く無駄な歳出であり、これに伴う行政サービスの水準低下は住民が甘受すべきものとしているが、到底容認できるものではない

(国の動き) 各省庁からの地方六団体国庫補助負担金改革案への代替案の提出

[10月28日]

緊急地方知事会代表者会議(都道府県会館)

[11月4日]

各ブロック単位あるいは各都道府県単位での組織的、効果的な運動を展開するための取り組みについて、次の事項を確認

各都道府県における自治体代表者会議、地方分権推進連盟の設置

各都道府県単位での行動計画の作成
各府省の改革案、財務大臣の地方交付税削減案に対する知事会としての反論、主張すべき事項
について意見交換

地方六団体後援「日経シンポジウム『地方分権と地域の創造』」の開催（日経ホール） [11月9日]

基調講演「地方分権のビジョン」神野直彦東大大学院教授

パネルディスカッション

- ・パネル 「三位一体改革と地域経営の自立」
梶原拓全国知事会会長、斎藤慎大阪大学大学院教授、北城恪太郎経済同友会代表幹事、
（司会）白石真澄東洋大学助教授
- ・パネル 「地方新時代と地域創造」山出市長会長、山本町村会長他
山出保全国市長会会長、山本文男全国町村会会長、井上義國ダイキン工業(株)顧問、
竹内智(株)ワタミファーム代表取締役社長、（司会）林宜嗣関西学院大学教授

国と地方の協議の場第5回会合（首相官邸） [〃 日]

テーマ：三位一体改革総論

- ・地方六団体から、三位一体改革に関する考え方、義務教育費国庫負担金、災害対策に関する
公共事業、地方交付税額、生活保護・児童扶養手当、国民健康保険等に関する資料を提出
政府側出席者
- ・内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣

全国知事会議の開催（都道府県会館） [11月11日]

政府主催全国知事会議に一致団結して取り組むための事前の意見交換

「地方交付税の改革に向けて（検討のポイント）」を公表

政府主催全国都道府県知事会議の開催（首相官邸） [11月12日]

総理発言

- ・「地方六団体が賛否両論ある中で提言をまとめた。真摯に受け止め、いかに実現するか。皆
さんの趣旨を生かして政府としてまとめていきたい。」と発言

全国知事会会長からの要請

- ・総理発言を受け、「地方六団体がまとめた国庫補助負担金等の改革案に沿った三位一体の改
革の全体像を示していただきたい。」と要請

この間、各都道府県単位で地元選出国會議員に対して地方分権推進総決起大会への参加等を要請

地方六団体「地方分権推進総決起大会」の開催（日本武道館） [11月17日]

地方公共団体の首長及び議員、国會議員等約9,200名が参加

「地方分権改革の推進に関する緊急決議」の採択

「地方分権推進連盟」の結成

- ・全都道府県の都道府県議会議長、市議会議長会会長、町村議会議長会会長、知事、市長会会
長及び町村会会長をもって組織
- ・地方分権を積極的に推進する超党派の国會議員を顧問として置く
- ・連盟の会長は議会3団体の会長が共同で務める

要請活動

- ・内閣官房長官、自由民主党幹事長及び総務会長への実行運動（地方六団体会長）
- ・都道府県ごとの地元選出国會議員への実行運動

都道府県知事と民主党幹部との意見交換会（都道府県会館） [11月18日]

テーマ：三位一体改革問題を中心とする当面の諸問題について

出席者

- ・全国知事会出席者
全国知事会会長、岩手県知事、千葉県知事、滋賀県知事、鳥取県知事
- ・民主党出席者
岡田代表、川端幹事長、仙谷政策調査会長、五十嵐ネクスト総務大臣他

(国の動き) 政府・与党による「三位一体の改革に関する基本的枠組み(案)」の決定 [" 日]

国と地方の協議の場第6回会合(首相官邸)

[11月24日]

テーマ：三位一体改革総論

- ・政府・与党による基本的枠組みについて
- ・地方六団体から、地方六団体改革案を尊重すべき事項について説明のうえ、尊重されない場合は改革案の撤回も辞さない旨を伝達

政府側出席者

- ・内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣

政府・与党による「三位一体の改革について」(全体像)の決定

[11月26日]

政府・与党合意の評価すべき事項

- ・税源移譲：個人住民税による税源移譲の明確化
- ・地方交付税：安定的な財政運営に必要な一般財源の総額の確保、中期地方財政ビジョンの策定、地方交付税の算定プロセスへの地方関係団体の参画
- ・義務教育費国庫負担金：税源移譲の対象とされたこと及び半分が17年度で措置されること
- ・社会保障関係国庫補助負担金：生活保護費国庫負担金及び児童扶養手当給付費負担金について、17年度は負担率の引き下げが行われないこととなったこと
- ・公共事業国庫負担金：交付金化について、省庁の枠を超えた一本化、地方の自主性・裁量性の向上、執行過程における適正化措置を講ずること等の方針が示されたこと
- ・国と地方が対等な立場で協議する「国と地方の協議の場」が継続するとされたこと

問題点及び今後の課題

- ・地方の裁量を拡大するためには、額の大小だけでなく相当数の事業が廃止されなければならないが、地方六団体改革案が対象とした148項目に対して極めて少数に止まる
- ・施設整備関係公立文教施設等、建設国債対象経費である施設費の取扱いは17年中に結論を得ることとされたが、住民生活に直結する基礎的サービスを提供する施設に関しては、税源移譲の対象とすべき
- ・義務教育費国庫負担金が中教審の議論を待つとして先送りしながら、社会保障審議会における議論の中途段階のものが一方的に取り上げられたが、現行制度の根幹の枠組みを変えることは認められない
- ・地方の裁量権の拡大や省庁の枠を超えた一本化などの方針が示され、協議の場(第7回)において各省庁に指示が出されたと説明されたが、具体的に、いつどうするかという工程が明らかでない
- ・国の関与に見直しについて、各省庁の回答はゼロに等しく、より真剣に受け止めたうえで対応方針を明らかにする必要がある

国と地方の協議の場第7回会合(首相官邸)

[" 日]

協議事項

- ・政府・与党合意「三位一体の改革について」の提示及び説明
- ・地方六団体側からの問題点・課題等の指摘

- ・国と地方の協議の場を継続することの確認

政府側出席者

- ・内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣

地方六団体「三位一体の改革について」の共同声明

[11月29日]

主な内容

- ・よりよい三位一体の改革案づくりのため、国と地方が対等の立場で真剣に協議を重ねたことは、地方分権の実現、地方自治の確立の観点から画期的なこと
- ・政府・与党合意は、多くの課題が先送りされるとともに、地方の改革案の趣旨からして不十分な点が多く、引き続き「国と地方の協議の場」等を通じて、地方の改革案の趣旨に沿った解決が図られるよう、さらに結束を強化してその実現に努力する

(参考：全国町村会)

「町村自治の発展を支える財政制度の構築に向けて ～地方交付税のあり方について～」のとりまとめ

[12月2日]

地方交付税の一方的な削減の動きへの批判、税源移譲による交付税の原資の減少に対する交付税の法定率を引き上げ、地方圏の町村・中山間地域の果たすべき公益的機能などの役割を踏まえた再配分の仕組みの検討について提言

地方六団体代表者会議の開催(麻 - 蕪町)

[12月7日]

地方の信頼を裏切る理不尽な地方交付税の削減が一方的に行われた場合は、政府に対する不信任の意思表示や抗議声明などの運動を展開することについて申し合わせ

地方六団体代表と総務大臣との意見交換(麻 - 蕪町)

[" 日]

テーマ：地方財政計画について

地方六団体代表と片山自民党地方税財政改革PT座長との意見交換(麻 - 蕪町)

[" 日]

テーマ：三位一体改革への対応

地方六団体「国と地方の協議の場」の開催について(内閣官房長官に申し入れ)

[" 日]

国と地方の協議の場において協議すべき事項

- 1 地方交付税総額の確保を含む平成17年度の地方財政対策
- 2 公共事業等に関する国庫補助負担金の交付金化及び補助金改革の工程表
- 3 国民健康保険への新たな都道府県負担の導入
- 4 国の関与・規制の廃止、見直しに関する今後の対応方針
- 5 平成19年度以降の第二期三位一体改革の必要性

地方六団体代表者会議より、理不尽な地方交付税の削減が行われた場合の全国的な運動の展開について各地方自治体首長及び議会議長に依頼

[12月13日]

理不尽な地方交付税の削減が行われた場合における全国的運動の展開

- ・各団体、各議会、各都道府県単位、各ブロック単位等による政府に対する不信任の表明や抗議声明、国民・世論への訴えなど

地方六団体代表による「地方交付税の確保に関する要請」活動の実施

[12月14日]

主な内容

- ・平成17年度の地方交付税総額は16年度以上の額を確保すべき
- ・定率減税の縮小が行われた場合に適切な対応をすべき
- ・地方六団体の参画により、地方財政計画を適正に策定すべき

要請先

- ・総務大臣、財務大臣、与党幹部
- ・自由民主党幹事長、総務会長、政務調査会長、参議院議員会長、参議院幹事長
- ・公明党代表、政務調査会長

全国知事会議の開催(都道府県会館)

[〃 日]

三位一体の改革についての総括と今後の対応策に関する協議
地方分権の趣旨に添った「三位一体の改革」の推進に関する決議
全国知事会改革に関する規約の改正(役員の選任、組織体制、意思決定手続)

地方六団体「平成17年度地方財政対策についての共同声明」の発表

[12月18日]

主な内容

- ・平成16年度以上の一般財源総額と出口ベースの地方交付税総額が確保されたこと、投資から経常への需要構造の変化を的確に反映させるための一定の措置が実行されたことについては評価
- ・総務大臣をはじめ御尽力いただいた関係者の御努力に敬意を表する
- ・地方六団体は政府・与党合意に残る多くの課題について、引き続き「国と地方の協議の場」等を通じて、地方の改革案の趣旨に沿った解決が図られるよう、更に結束を強化して、その実現に努力し、地方分権推進連盟の活動等を通じて強力な運動動を展開していく

国庫補助負担金の合理化について内閣官房長官に申し入れ

[12月20日]

主な内容

- ・国は地方に更なる合理化を求めているが、国自身が不合理な補助負担金制度によって、
「無駄を強制している」
「スリム化を妨害している」
「創意工夫を殺している」

地方六団体代表者会議の開催(都道府県会館)

[12月21日]

全国版「地方分権推進連盟」全国代表格顧問(自民党五役、公明党三役)の就任報告
国と地方の協議の場第8回会合の対応について協議

国と地方の協議の場第8回会合(首相官邸)

[12月24日]

第8回「国と地方の協議の場」資料(地方六団体)

- 1 国庫補助負担金の合理化及び補助金改革の工程表について
- 2 国の関与・規制の廃止、見直し等について
- 3 第2期改革の必要性について
- 4 税源移譲の対象とならない国庫補助負担金のスリム化について
- 5 義務教育のあり方について
- 6 国民健康保険財政に対する新たな都道府県負担の導入について
- 7 生活保護費負担金等の検討について
- 8 税源移譲3兆円規模について

政府側出席者

- ・内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣

平成17年

全国知事会「三位一体の改革に関する対策会議」の開催(都道府県会館) [1月11日]

三位一体の改革の総括と展望に関する協議

- ・出席者：全国知事会会長、三位一体改革研究会構成メンバー、財源調整問題研究会座長、国の過剰関与等撤廃研究会座長

地方財政に関する総務大臣・地方六団体会合(第1回)の開催(杉財-75) [1月18日(予定)]

三位一体改革の全体像に関する政府・与党合意に基づき、第1回会合と位置づけ。以降、定期的に開催

- ・地方財政の見通し、地方財政対策、地方税財政関係法案、地方交付税の算定その他の地方財政に関する重要事項を議題とする
- ・総務大臣が必要な時期に開催するほか、特に必要がある場合は地方六団体から開催を要請することができる

第1回会合のテーマ(予定)

- ・地方税財政関係法案について

地方分権推進連盟総会の開催(全国都市会館) [1月28日(予定)]

主な内容(予定)

- ・三位一体改革の総括(自治体・日本会議議長)
- ・自由民主党顧問代表、公明党顧問代表あいさつ
- ・講演：神野直彦 東京大学大学院経済研究科教授
- ・決議文の採択

参考：各都道府県単位での地方分権推進連盟は、28府県において設置済、12道県が検討中(平成16年12月20日現在)